

令和9年度利用調整（選考）結果公表後の流れ

以下の内容をご確認の上、入所準備、申請等のご対応をお願いします。

1 利用調整（選考）結果通知書について

①選考結果を市ホームページで公表します。

②4月選考では、最終募集の選考終了後（2月19日以降）に4月選考の結果通知書を発送します。

③お手元に届くまでしばらくお待ちください。

2 承諾（入所内定）の場合

内定施設から個別で入所案内の連絡があるため、連絡をお待ちください。

※ 転園が決定された方は、現在利用している施設へ必ずご報告をお願いします。

※ 内定辞退、内定取消となった場合、令和10年3月までの選考において、原則80点の減点の対象、追加選考及び優先選考の無効対象となりますので、予めご容赦ください。

3 不承諾の場合

《今後のフロー図》

① 希望施設を変更せず、引き続き次回選考に進む

② 希望施設等を変更して、次回選考に進む

③ 選考への参加を辞める

①希望施設等を変更せず、
引き続き次回選考に進む

手続き不要

・選考の申請内容は新規申請時に登録いただいたメールアドレスに送付しています。

・希望施設の空き枠の状況に関わらず、引き続き選考を希望される場合、手続きは不要です。

②希望施設等を変更して
次回選考に進む

変更申請をしてください

・市ホームページから希望施設、保育要件、児童の状況等の変更内容を申請してください。

・変更申請は申請期間中のみ可能です。

③選考への参加を辞める

入所申請を取り下げしてください

市ホームページから取下げ申請をしてください。

・選考の申請期間中に取下げ申請がない場合、自動的に選考の対象者となります。

※ 次回選考とは4月1次募集の場合は4月2次募集、2次募集の場合は最終募集、最終募集の場合は5月選考（以降年度末まで翌月選考）を示します。

(1) 空き枠公表日以降に、内定者の辞退、在園児の退園、施設の受入体制の状況等によって、新たに空き枠が確保できた場合、次回以降の空き枠として公表し選考することとしております。各選考に

において繰上げ内定を行うことはありませんので、予めご容赦ください。

※ 不承諾となった施設に次回選考で空き枠がでることがあります。空き枠をご確認の上、希望する施設をご判断ください。

- (2) 空き枠が「×」となっている施設への申請は、その選考において内定が出ることはありませんが、今後の選考において空き枠が出た時には、新たな手続きをすることなく選考することができるため、「×」の施設についても希望施設として申請していただくことができます。

※ ただし、追加選考を希望される場合は必ず空き枠が「◎」、「○」、「△」の施設を選択する必要があります。

- (3) 選考の指数については、個人情報保護の観点からお問い合わせいただいても、回答致し兼ねますので予めご容赦願います。

4 追加選考

- 第一希望の施設以外にも、通園が可能な施設の選択肢を拡げて入所を希望することができます。追加選考フォームから申請してください。（令和9年4月1次、2次募集は実施いたしません。）
- 追加選考は、選考の結果、第一希望の施設が不承諾となった方の中から、指数順に第二希望以降の施設への選考を行います。
- 追加選考を希望する場合は、選考において、第一希望の施設として空き枠がある施設を申請した上で追加選考の希望施設を申請していただく必要があります。

※ 追加選考の希望施設は次回以降の利用調整には引き継がれません。

※ 追加選考において内定となった施設を辞退する場合、当該年度内は辞退減点の対象となるため、希望施設は慎重に選択してください。

【追加選考 対象者】

- ① 寝屋川市内の認可施設（2号・3号認定）に在籍していない。
- ② 第一希望の施設として空き枠のある施設を申請している。
- ③ 選考の結果、第一希望の施設に入所できない。
- ④ 追加選考の希望施設を申請している。
- ⑤ 入所希望日が属する年度内に内定した施設を辞退していない、又は内定取消しになっていない。